

介護予防・日常生活支援総合事業

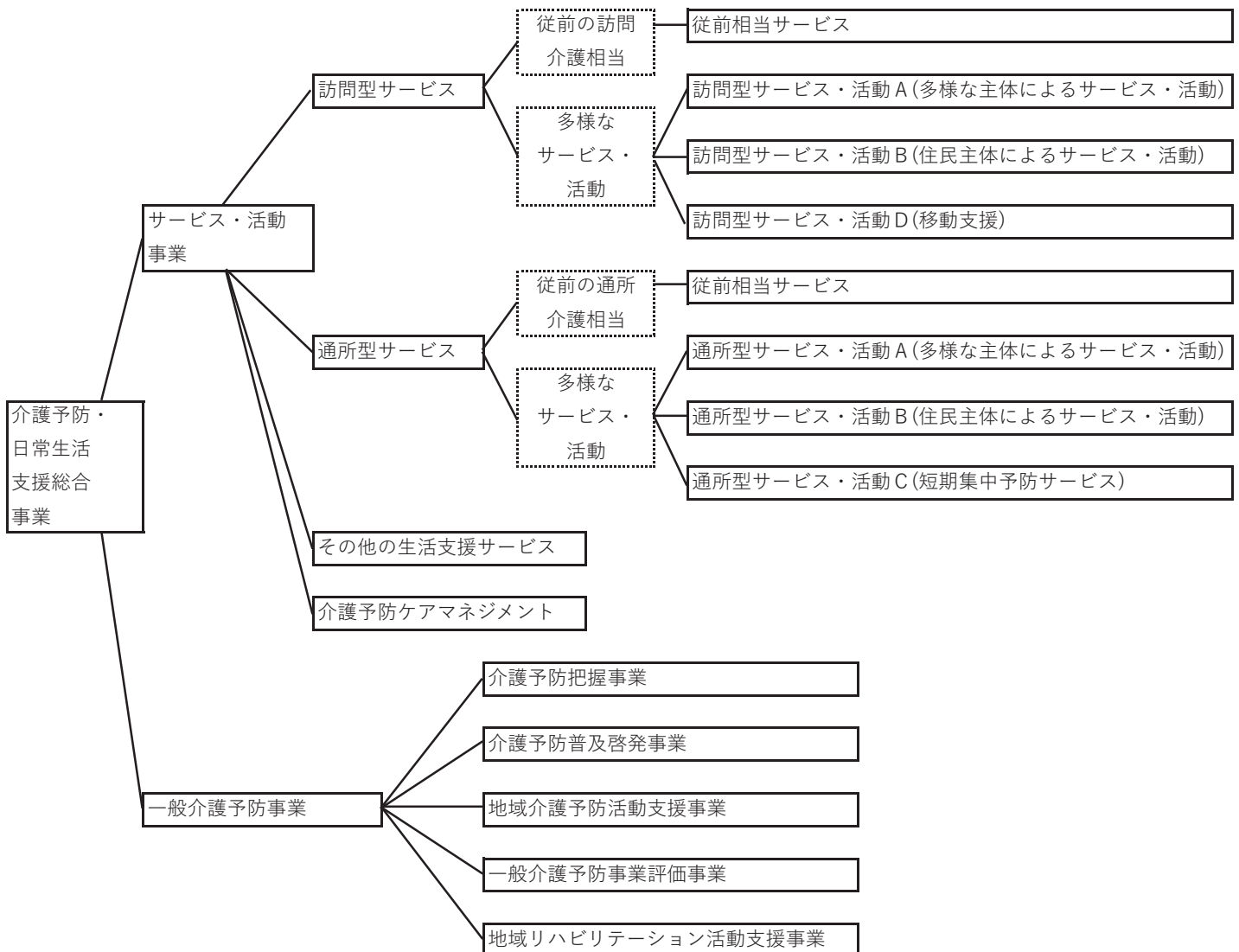
令和7年度
介護支援専門員基礎研修資料

立川市保健医療部高齢政策課介護予防推進係

新しい地域支援事業の全体像（平成26年改正前後）

<改正前>		介護保険制度		<改正後>	
介護給付（要介護1～5）		     	介護給付（要介護1～5）		【財源構成】
予防給付 訪問看護、福祉用具等 （要支援1～2） 訪問介護、通所介護			予防給付（要支援1～2）		
地域 支援 事業	介護予防事業 ○二次予防事業 ○一次予防事業		介護予防・日常生活支援総合事業 （要支援1～2、それ以外の者） ○介護予防・生活支援サービス事業 ・訪問型サービス ・通所型サービス ・生活支援サービス（配食等） ・介護予防ケアマネジメント ○一般介護予防事業		地域 支援 事業
	包括的支援事業 ○地域包括支援センターの運営		包括的支援事業 ○地域包括支援センターの運営 ○在宅医療・介護連携推進事業 ○認知症総合支援事業 ○生活支援体制整備事業		
	任意事業 ○介護給付費適正化事業 ○家族介護支援事業 ○その他の事業		任意事業 ○介護給付費適正化事業 ○家族介護支援事業 ○その他の事業		
				1号保険料 23% 2号保険料 27% 国 25% 調整交付金 5% 東京都 12.5% 立川市 12.5%	
				【財源構成】 1号保険料 23% 国 38.5% 東京都 19.25% 立川市 19.25%	

介護予防・日常生活支援総合事業の構成例



介護予防・生活支援サービス事業

介護予防・生活支援サービス事業 単価（令和6年4月1日）

サービスの種類	サービスの内容
訪問型サービス	・地域区分：4級地（10,84円）
身体介助サービス	・サービス内容：ヘルパーによるおむつ交換など直接身体に触れる支援 ・サービス提供時間：おおむね45分程度 ・対象：要支援1・2・事業対象者 - 単位：週1回程度 1,176単位（1月につき） - 週2回程度 2,349単位（1月につき） ・対象：要支援2 - 単位：週3回程度 3,727単位（1月につき）
家事支援サービス（ヘルパー）	・サービス内容：ヘルパーによる買い物や調理、掃除などの自立のための支援 ・サービス提供時間：おおむね45分程度 ・対象：要支援1・2・事業対象者 - 単位：週1回程度 1,176単位（1月につき） - 週2回程度 2,349単位（1月につき） ・対象：要支援2 - 単位：週3回程度 3,727単位（1月につき）
家事支援サービス（生活支援サポーター）	・サービス内容：生活支援サポーター（立川市が実施する研修を受講した方）による買い物や調理、掃除などの自立のための支援 ・サービス提供時間：おおむね45分程度 ・対象：要支援1・2・事業対象者 - 単位：週1回程度 1,094単位（1月につき） - 週2回程度 2,185単位（1月につき） ・対象：要支援2 - 単位：週3回程度 3,466単位（1月につき）
加 算	・初回加算 200単位 ・生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位 ・生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位 ・口腔連携強化加算 50単位 ・介護職員等処遇改善加算
通所型サービス	・地域区分：4級地（10,54円）
1日デイ	・サービス提供時間：5時間以上 ・対象：要支援1・事業対象者 - 単位：1,798単位（1月につき） ・対象：要支援2 - 単位：3,621単位（1月につき）
半日デイ	・サービス提供時間：3時間以上5時間未満 ・対象：要支援1・事業対象者 - 単位：1,618単位（1月につき） ・対象：要支援2 - 単位：3,259単位（1月につき）

加 算	・生活機能向上グループ活動加算 100単位 ・若年性認知症利用者受入加算 240単位 ・栄養アセスメント加算 50単位 ・栄養改善加算 200単位 ・口腔機能向上加算（Ⅰ） 150単位 ・口腔機能向上加算（Ⅱ） 160単位 ・一体的サービス提供加算 480単位 ・サービス提供体制強化加算（Ⅰ） （-）事業対象者・要支援1 88単位 （-）要支援2 176単位 ・サービス提供体制強化加算（Ⅱ） （-）事業対象者・要支援1 72単位 （-）要支援2 144単位 ・サービス提供体制強化加算（Ⅲ） （-）事業対象者・要支援1 24単位 （-）要支援2 48単位 ・生活機能向上連携加算（Ⅰ） 100単位 ・生活機能向上連携加算（Ⅱ） 200単位 ・口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ） 20単位 ・口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ） 5単位 ・科学的介護推進体制加算 40単位 ・介護職員等処遇改善加算
介護予防 ケアマネジメント	・地域区分：4級地（10,84円） ・単位：介護予防ケアマネジメント費442単位（1月につき） ・初回加算 300単位 ・委託連携加算 300単位

介護予防・生活支援サービス提供事業者の指定について

介護予防・生活支援サービスの指定事業所は、随時更新していますので立川市のホームページをご確認ください。

立川市ホームページ

ホーム

>健康・福祉

>介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）

>介護予防・日常生活支援総合事業の事業者向け情報



新規で利用開始する場合や介護給付・予防給付から総合事業サービスにサービスが移行する際には、利用する事業所が立川市の指定を受けているか確認をお願いします。

特に、市外の事業所を利用する場合は、所在地の市区町村の指定を受けていても、立川市の指定を受けていないとサービス費の給付対象とならないためご注意ください。（住所地特例対象者を除く）

○月額包括報酬の日割り請求にかかる適用については以下のとおり。

- ・以下の対象事由に該当する場合、日割りで算定する。該当しない場合は、月額包括報酬で算定する。
- ・日割りの算定方法については、実際に利用した日数にかかわらず、サービス算定対象期間（※）に応じた日数による日割りとする。具体的には、用意された日額のサービスコードの単位数に、サービス算定対象日数を乗じて単位数を算定する。

※ サービス算定対象期間：月の途中で開始した場合は、起算日から月末までの期間。
月の途中で終了した場合は、月初から起算日までの期間。

<対象事由と起算日>

月額報酬対象サービス	月途中の事由	起算日※2
介護予防・日常生活 支援総合事業 ・訪問型サービス（独自） ・通所型サービス（独自）	・区分変更（要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ）（通所型サービス（独自）のみ） ・区分変更（事業対象者→要支援）（通所型サービス（独自）のみ）	変更日
	・区分変更（要介護→要支援） ・サービス事業所の変更（同一サービス種類のみ）（※1） ・事業開始（指定有効期間開始） ・事業所指定効力停止の解除 ・利用者との契約開始	契約日
	・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の退居（※1）	退居日の翌日
	・介護予防小規模多機能型居宅介護の契約解除（※1）	契約解除日の翌日
	・介護予防短期入所生活介護の退所（※1）	退所日の翌日
	・介護予防短期入所療養介護の退所・退院（※1）	退所・退院日又は退所・退院日の翌日
	・公費適用の有効期間開始	開始日
	・生保単独から生保併用への変更 （65歳になって被保険者資格を取得した場合）	資格取得日
	・区分変更（要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ）（通所型サービス（独自）のみ） ・区分変更（事業対象者→要支援）（通所型サービス（独自）のみ）	変更日
	・区分変更（事業対象者→要介護） ・区分変更（要支援→要介護） ・サービス事業所の変更（同一サービス種類のみ）（※1） ・事業廃止（指定有効期間満了） ・事業所指定効力停止の開始	契約解除日 （廃止・満了日） （開始日）
	・利用者との契約解除	契約解除日
	・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の入居（※1）	入居日の前日
	・介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者の登録開始（※1）	サービス提供日 （通い、訪問又は宿泊）の前日
	・介護予防短期入所生活介護の入所（※1）	入所日の前日
	・介護予防短期入所療養介護の入所・入院（※1）	入所・入院日又は入所・入院日の前日
	・公費適用の有効期間終了	終了日
月額報酬対象サービス	月途中の事由	起算日※2
居宅介護支援費 介護予防支援費 介護予防ケアマネジメント費	・日割りは行わない。 ・月の途中で、事業者の変更がある場合は、変更後の事業者のみ月額包括報酬の算定を可能とする。（※1） ・月の途中で、要介護度に変更がある場合は、月末における要介護度に応じた報酬を算定するものとする。	—

		・ 月の途中で、利用者が他の保険者に転出する場合は、それぞれの保険者において月額包括報酬の算定を可能とする。 ・ 月の途中で、生保単独から生保併用へ変更がある場合は、それぞれにおいて月額包括報酬の算定を可能とする。	
日割り計算用サービスコードがない加算及び減算	—	・ 日割りは行わない。 ・ 月の途中で、事業者の変更がある場合は、変更後の事業者のみ月額包括報酬の算定を可能とする。（※１） ・ 月の途中で、要介護度（要支援含む）に変更がある場合は、月末における要介護度（要支援含む）に応じた報酬を算定するものとする。 ・ 月の途中で、利用者が他の保険者に転出する場合は、それぞれの保険者において月額包括報酬の算定を可能とする。 ・ 月の途中で、生保単独から生保併用へ変更がある場合は、生保併用にて月額包括報酬の算定を可能とする。 （月途中で介護保険から生保単独、生保併用に変更となった場合も同様）	—

※１ ただし、利用者が月の途中で他の保険者に転出する場合を除く。月の途中で、利用者が他の保険者に転出する場合は、それぞれの保険者において月額包括報酬の算定を可能とする。
 なお、保険者とは、政令市又は広域連合の場合は、構成市区町村ではなく、政令市又は広域連合を示す。

※２ 終了の起算日は、引き続き月途中からの開始事由がある場合についてはその前日となる。